

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部 第2回本部会議 記録

日 時／令和2年4月2日（木）
17：30～
場 所／本庁舎2階 テレビ会議室

【副本部長（中野副知事）】

それではただいまから、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第2回本部会議を開催いたします。

早速、議事に入ります。まず、状況報告につきまして、保健福祉部長からお願いをいたします。

【三瓶保健福祉部長】

まず資料1をご覧ください。まず初めに、1の（1）「道内の発生状況及び検査の状況」についてでございますが、12ページから13ページにかけて、太枠で囲んでおります箇所が、前回の本部会議以降の新たな事例となっております。

道内におきまして、3月27日以降、本日4月2日15時時点までに、新たに16例の新型コロナウイルス感染症が確認されて、これまで185例が発生しているという状況となっております。

また、「検査及び患者の状況」についてでございますが、同じく13ページの欄外になりますが、札幌市などの検査分を含めまして、昨日4月1日時点で2,164名の検査を実施してございます。

陽性累計は182名、このうち陰性確認済の方は133名、お亡くなりになった方が7名で、患者数は42名となっております。

続きまして、資料1の1ページに戻っていただきます。1の（2）「国内の発生状況」をご覧ください。下線を引いている部分が更新した部分でございます。

4月1日12時までに確認されております患者は1,623名で、このほかに244名の無症状病原体保有者、311名の症状有無確認中の方が確認されてございます。

続いて、同じく1ページ目の2の「国などの対応」についてでございます。

主なものをお話しますと、2ページの（38）にありますとおり、国では、3月28日、第24回新型コロナウイルス感染症対策本部におきまして、クラスター対策の強化や爆発的な患者の急増に備えまして、病床を確保することを盛り込みました「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が決定されてございます。

また（39）にありますとおり、4月1日の対策本部におきましては、入国拒否を73の国と地域に拡大し、水際対策を強化してございます。

続いて、同じく2ページ目の3「道の対応」についてでございますが、申し訳ございませんが2枚めくってもらって4ページの（21）にありますとおり、3月28日、政府の基本的対処方針の決定を受けまして、「北海道新型コロナウイルス感染症の対処方針」を決定してございます。

次に、(22)にありますとおり、3月29日、千葉県内の障害者施設におけます施設内集団感染の発生事例を踏まえまして、改めまして社会福祉施設等に対しまして、感染拡大防止対策を徹底するよう、通知をしてございます。

最後に(23)にありますとおり、前回の本部会議で御説明いたしましたとおり、4月1日から道立施設及び道主催イベントにつきまして、感染症対策を講じた上で、再開してございます。

続きまして、資料2をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針について御説明を申し上げます。

まず、国の「基本的対処方針」でありますが、この方針は感染症の状況を的確に把握し、国や地方公共団体、医療関係者、事業者、国民が一丸となりまして対策を推進するにあたっての準拠すべき統一的な指針とされてございます。

全般的な方針といたしまして、まず、感染速度の抑制、重症者、死者を最小限にする、社会経済機能への影響を最小限とする、次に、感染者の発生が抑制された場合は対策を元に戻す、以上の4点を挙げてございまして、「まん延防止」、「医療」、「経済雇用」などの対策を記載してございます。

道の方針につきましても、道内の状況やこれまでの対策を記載した上で、国の方針、対策に沿って策定をいたしました。

続きまして、資料3をご覧ください。

社会福祉施設内におけます感染拡大防止のための取組の徹底につきまして、御説明をいたします。

道では、これまでも高齢者、障がい者、子どもなどの社会福祉施設の感染拡大防止の徹底につきまして、担当のほうから周知をしてまいりましたが、先月末の千葉県内の障がい者施設で発生いたしました利用者及び職員の集団感染事例の重大さを踏まえまして、3月29日付けで、改めて感染拡大防止対策の徹底を通知したものでございます。

内容といたしましては、一つ目としまして、職員や利用者のみならず面会者や委託業者も含めたマスク着用、咳エチケット、手洗いの励行、次に、職員の健康管理や職場外での3条件が重なる場所を避ける行動、次に、面会の制限などの徹底となっております。

続きまして、資料4をご覧ください。

4月1日の専門家会議の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」について御説明を申し上げます。

まず、1ページの「Ⅱ. 状況分析」でありますが、国内の状況といたしまして、下線部になりますが、都市部を中心に感染者が急増。

2ページになりますが、1人の感染者が生み出す二次感染者数の全国の平均値は、1を越え、また、海外からの移入が疑われます感染者も、一時期4割近くを占めるようになってございまして、このような状況から、めくっていただいて4ページ目でございますが、オーバーシュートは見られてございませんが、医療提供体制が逼迫しつつある地域が出てきてございまして、医療提供体制の強化が喫緊の課題としてございます。

次に、5ページの「Ⅲ. 現在の対応と問題点」でありますが、1点目といたしまして、1の丸の2つ目ですが、3月19日の提言で示しました3分類の地域を判断する指標の考え方が示されていないといったこと、2点目といたしまして、6ページの丸の一つ目にな

りますが、「3つの密」を避けるメッセージが十分届かなかったことや、警戒感が予想以上に緩んでしまったこと、3点目といたしまして、3の(2)にありますとおり、医療、介護、福祉関係の一層の感染対策といった、大きく3点を挙げてございます。

次に、「IV.提言」でございますが、まず、「1. 地域区分について」ですが、まん延状況の判断指標といたしまして、6ページ目から7ページ目にかけて表にありましたとおり、①新規確定患者数や、②リンクが不要な新規確定患者数など、5項目を挙げてございます。

また、7ページの(2)にありますとおり、地域区分を、①としまして感染拡大警戒地域、二つ目といたしまして感染確認地域、三つ目として感染未確認地域という名称で呼ぶことといたしまして、それぞれの基本的な考え方と想定される対応につきまして、7ページから8ページにかけて記載してございます。

次に、9ページの「2. 行動変容の必要性について」でございますが、丸の一つ目にありますとおり、日本がこれまで取り組んできました、クラスターの早期発見・早期対応、二番目として早期診断・重症者への集中治療の充実、医療提供体制の確保、三つ目といたしまして、市民の行動変容の3本柱について、さらに強化し、中でも「市民の行動変容」を一層強めていただく必要があるとし、具体的な場所や行為につきまして例示を挙げてございます。

最後に、10ページの「3. 地域の医療提供体制の確保について」でございますが、まず(1)の重症者を優先とした医療提供体制の確保といたしまして、新型コロナウイルス感染症受入医療機関、他の疾患の受入医療機関など、役割に応じて総力戦で医療を担っていただく必要があることや、軽症者には自宅療養以外に施設での宿泊の選択肢も用意すべきとしてございます。

また、(2)病院・施設における注意事項といたしまして、集団感染の発生した場合、極めて重大な問題となるとして、3つの条件が重なる場を避ける、調子が悪ければ自宅待機する、症状がなくてもマスクを着用するなど、対策に万全を期すべきとしてございます。

次に、資料5をご覧ください。

昨日公表されました「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」の提言によりますと、地域区分につきましては、直近1週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数、帰国者・接触者外来の受診者数を、その1週間前と比較して判断するとされたところでございます。

資料におきましては、直近3週間の患者発生状況と帰国者・接触者外来の受診者数を週ごとに集計したものであります。

直近の1週間、3月26日から4月1日まででございますが、3段目の表になります。こちらの新規感染者数は15名で、リンクなしの感染者数は7名、その1週間前、3月19日から25日までですが、上から2段目になります。新規感染者数は13名で、うちリンクなしの感染者数は8名。

さらに、その1週間前、3月12日から18日でございますが、新規感染者数は36名で、リンクなしの感染者数は10名。

このように、リンクなしの感染者数はおおむね10名程度で推移しておりまして、一定程度の増加幅に収まっていると考えられます。

また、帰国者・接触者外来への受診者につきましても、増加傾向は見られてございません。

以上から、現時点におきまして道内は、専門家会議の提言で示されました3つの（地域）区分のうち、「感染確認区域」に該当すると考えられるということでございます。

しかしながら、国内の感染拡大状況や海外帰国者における発生状況を考慮しますと、まだ、予断ができない状況にございまして、引き続き患者発生状況については、注視していく必要があるというふうに考えてございます。

私からは、以上でございます。

【副本部長（中野副知事）】

続きまして、各部、各地方本部から報告をお願いをいたします。まず、教育長、お願いをいたします。

【佐藤教育長】

私のほうから、学校再開の考え方について、資料6で説明をさせていただきます。

ただいま、保健福祉部長の方から、本道の状況というのがあったとおり、本道は②の感染確認地域ということに該当するであろうということでございます。そういった状況の中で、昨日、専門家会議の見解を踏まえた文部科学省のほうから、臨時休業に関するガイドラインというのが改訂版が発出されました。

この臨時休業をどういつにかけるかということが、二つ掲げられているのですが、一つが児童生徒等又は教職員の感染が判明した学校の臨時休業の考え方。これは事実上、個別対応になるというものでございます。もう一つが、感染拡大警戒地域における学校運営のあり方。これについては、文部科学省通知の中では、一斉臨時休業を含めて検討するというような状況、そういった運営のあり方というのが書かれているのですが、本道は、それには現時点で該当しないといったことで、臨時休業の措置を講ずる必要はないと判断をしております。そういったことから、私ども3月27日付けで学校再開について通知を発出しておりますが、その通知に基づき、早いところであれば4月6日から入学式ということで学校が始まっていく予定としておりますが、予定どおり学校再開していきたいというふうに考えております。その中で、今回、専門家会議の提言を受けて、3月19日に比べさらに注意を要するというような「3つの密」というのを回避するということが見解として示されておりますので、今回さらに新たに（2）のところに書いてございますが、まず、一つは札幌圏など都市部の高校において、通勤と通学、これを分離するというので、公共交通機関での密というものを少しでも解消していきたいということから、高校の時差通学、これを進めていこうということで、今、検討してございます。これについては、札幌市立、それから私学のほうにも実施について要請をしていきたいというふうには考えております。二つ目として、いつ何時、感染拡大警戒地域のほうに変わっていく、感染が拡大する兆候が見られた場合には、すぐさま対応できるように分散登校でありますとか、臨時休業等の実施について、各学校においてシミュレーションを開始し、速やかに対応できるような、そういう体制をとっていきたいというふうに考えております。

私からは以上です。

【副本部長（中野副知事）】

続きまして、総務部からお願いいたします。

【平野総務部長】

総務部からは、2点報告させていただきます。

まず1点目は、先ほど佐藤教育長からのご説明のありました、公立学校関係につきまして、これまでも道内の私立の学校に対しまして、臨時休業や分散登校など道教委の取り組みを周知してきておりますが、このたびの時差通学などに関する道教委の取り組みについても同様に周知を行い、検討などの要請を行ってまいりたいと思っております。次に、2点目ですが、資料の7をご覧ください。新型コロナウイルス感染症の発生に伴う職員の健康管理等につきましては、これまでも、それぞれの職場や職員が感染予防などの取り組みの周知を行ってきておりますが、こうした中、道内の自治体の職員が発熱および倦怠感の症状がある中で勤務を行い、その後、新型コロナウイルス感染症に感染していたことが判明したといった事案が発生をいたしました。

これを受けまして、総務部では本日付けで、改めて各所属に対しまして、管理職員は所属職員の日々の健康状態をしっかりと把握し、体調不良が見られる職員には無理な出勤・勤務をさせないこと、特に発熱等の症状が見られる職員に対しましては、休暇を取得し、体調の回復に専念するよう指導すること、さらに新規採用職員が配置された所属におきましては、健康状態の確認と資料を活用し、感染防止対策を周知することなどの徹底について通知を発出したところでございます。

人事異動に伴いまして、職員の入れ替わりもありますことから、皆様からも、改めて各所属に対しまして周知を徹底し、職員の感染の防止への対応を、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

【副本部長（中野副知事）】

続きまして、総合政策部からお願いします。

【倉本総合政策部長】

大学生等に対する注意喚起について、資料8をご覧くださいと思います。

現在、大学等においては道内外から新入学者を迎え、人の移動が多く生じているほか、歓送迎会なども開催される時期であります。

また、本州の大学において、海外から帰国した学生を中心としたクラスターが発生しているという状況にもあることから、道内全ての大学、短大、専修学校など229校に対しまして、3月31日付けで、学生向けの注意喚起の文案をお示しをいたしまして、メールや学内掲示など、対応可能な方法によって新入生を含め、学生の方々への周知徹底を依頼をしたところであります。

後ろに文案がついておりますけれども、2枚目のところには、外出される際の三つの留意事項、体調は大丈夫ですか、あるいは人が大勢集まる場所ではないか、感染リスクを避ける方法をご存知かといった留意事項、それから、もう一つめくっていただきますと、換気の悪い密閉、密集、密接と三つの密を避けるということ、それから下から二つ目の丸に

ございますけれども、特に冬休み期間中に海外旅行などをされた、あるいは留学等で渡航された学生の方についての注意喚起、こういったところを周知をお願いしているところがあります。

以上でございます。

【副本部長（中野副知事）】

続きまして、交通企画監お願いします。

【柏木交通企画監】

交通事業者に対する対応状況について、資料9をご覧いただきたいと思います。

前回の報告から新たに実施したものについて、1の道のこれまでの対応として、丸の三つ目、3月30日付けで航空会社や鉄道事業者、フェリー会社、空港運営事業者などに対して、感染拡大防止に向けた取り組みの周知などについて文書で協力を依頼しているところがあります。

それを受けまして、すでに航空事業者におかれましては、利用客へのアナウンスやチラシの配布、電子掲示板における注意喚起を行っていただいているほか、J R北海道においては、管理する全ての有人駅において、注意喚起のポスターの掲示を順次進めておりまして、すでに札幌駅や新千歳空港駅、新函館北斗駅などの主要な駅には掲示されているという報告をいただいております。

今後、その他の交通事業者におきましても、同様の対応を図ることを検討していただいているところでありまして、今後、交通関連の対応をしていきたいと思っております。

交通関連の新たな対応については以上であります。

【副本部長（中野副知事）】

続きまして、経済部からお願いいたします。

【山岡経済部長】

資料の10ですね。ご覧ください。中小・小規模企業への支援に関して、新年度から開始いたします新たな取り組み等について報告いたします。金融面では、これまで融資を実施しておりましたが、4月1日からは、お手元にありますとおり、緊急的な資金ニーズに応える新たな短期資金を創設するとともに、この貸付を利用する企業への保証料負担の軽減措置を講じたところです。

2枚目をご覧ください。経営面ですが、これまでの道や国の中小企業政策に加えまして、企業からの要請に応じたオーダーメイド型の助言指導を行うなど、緊急の対応策を措置したところです。

3枚目になりますが、こうした国や道の施策が、地域で効果的に活用されますよう、市町村、商工団体へテレビ会議による説明会をすで実施しておりますが、4月9日からは6圏域や観光地において、企業向け説明会を開催することとしており、国はもとより関係団体と連携し、極めて厳しい状況にある中小・小規模企業への営業活動の継続に向けまして、きめ細やかな支援に努めてまいります。

以上です。

【副本部長（中野副知事）】

続きまして、食産業振興監をお願いします。

【豊島食産業振興監】

資料11の道産消費回復緊急対策事業でございます。本事業は、消費の落ち込みに直面しております道産食品につきまして、実店舗での消費拡大が当面困難な中、需要回復を図るため、通販サイト上で道産食品を販売し、全国の消費者の皆さまにご協力を得ながら、買い支えていただくというものでございます。現在、事業者の受託者を公募しております。今後利用する通販サイトや割引サービスの内容など、企画提案を受けるところでございますが、提案者には商品の選定にあたり、市町村や物産協会など地域と連携の上、選定することを求めています。特定の事業者や売れ筋商品に偏ることのないよう留意して進めたいと考えております。

また、地域の特産品の詰め合わせなど、地域性を打ち出した商品や、ワインとチーズのセット商品など食べ方を含めて提案する商品など、食のブランドの維持向上に繋がるような商品の出店をしていきたいと考えております。提供する割引サービスにつきましては、提案される企画内容を踏まえて最終的に決定しますが、商品の割引ですとか、送料の割引などを想定しております。

なお、連携する通販サイト先におきましては、道産食品の安全安心について正しい情報を発信することも予定しております。

以上でございます。

【副本部長（中野副知事）】

そのほか、ご発言などありますでしょうか。よろしいですか。それでは、本部長から今後の対応などについてお願いをいたします。

【本部長（知事）】

昨日、国の専門家会議で状況分析、提言が取りまとめられました。その中で、地域ごとの蔓延の状況について新規・確定患者数やリンクが不明な新規・確定患者数、帰国者・接触者外来受診者数などを考慮し、三つの地域区分、一つ目といたしまして「感染拡大警戒地域」、二つ目といたしまして「感染確認地域」、三つ目といたしまして「感染未確認地域」のいずれに当たるかを判断すべきとした上で、学校に関する対応や集会、イベント等に関する対応など、それぞれの地域区分で想定される対応が提言されたところでございます。

道では現在の感染状況等を踏まえ、感染確認地域に該当するものと判断をいたしました。私としてはただ今の教育長からの説明のとおり、学校について感染症対策を徹底した上で、当初の予定どおり、再開させることが適当であると考えているところであります。

なお、感染拡大の兆しが見られる場合は、分散登校や、休校等に向けた迅速な対応を行うとともに、感染拡大警戒地域などから転入してきた、あるいは感染が不安で、学校に行

かせたくないというお子様や、保護者の皆さまが安心して学校生活を送ることができるよう、相談体制の整備や、休んだ際に不利益とならない対応など、児童生徒や保護者の皆様に寄り添った対応をお願いいたします。

専門家会議の提言では、市民の皆さま一人一人が「三つの密」、すなわち、密閉、密集、密接という三つの条件が同時に重なる場所を避けるための行動変容が必要であること、ご自身が患者になったときに、どこに連絡して、どのように行動すべきか事前に調べて理解をしていくことが重要であることが指摘をされております。

道民の皆様には、今後、感染拡大防止に必要な行動や、相談、問い合わせ窓口などの情報をまとめた広報用チラシを新聞折り込みで配布する予定であります。こうした情報について各部、各振興局でも、様々な機会を捉えて、周知いただきますようお願いいたします。

また、各部において、全国的な状況、例えば、渡航制限前に、帰国された方における感染確認の増加、転勤や、大学入学等に伴う転出、転入者の増加、福祉施設における集団感染等の状況を踏まえ、交通事業者や大学等に対する感染拡大防止策の周知、要請、福祉施設に対する施設内の感染予防の徹底など、必要な対応を行っているところでありますが、引き続き適時適切な対応をお願いいたします。

今朝、全国知事会の緊急対策本部が開催をされました。私自身もウェブで参加をさせていただきましたが、「命と健康を守ろう」、「大切な医療機関を守ろう」、「頑張る人の尊厳を守ろう」、という三つの柱からなる全国知事会宣言が発出されたところでございます。感染が拡大している地域だけではなく、全都道府県が協力をして、新型コロナウイルスに打ち克つていこうという趣旨であります。先週もお願いをしたところでございますが、道民の皆さまにも東京都など、アラートを出している自治体に行かれる場合には、その自治体の要請の趣旨に沿って行動していただくよう改めてお願いをいたします。

引き続き、新型このコロナウイルス感染症の危機克服に向けて、道庁の各部局がそれぞれの役割を全うしながら、また保健所設置市をはじめ、各市町村と十分連携を図りながら、全道一丸となって戦っていただくようお願いいたします。

私からは以上です。

(中野副知事)

年度が替わりまして新体制となりましたけれども、引き続き万全の体制、対応を各部の皆さまにお願いを致します。

それでは、以上をもちまして新型コロナウイルス感染症対策本部の第2回本部会議を終了させていただきます。